

始良市農業委員会総会議事録（令和3年4月）

1. 開催日時 令和3年4月30日（金） 午後1時～午後4時まで
2. 開催場所 蒲生総合支所 本館2階 大会議室

農業委員 出席委員（18人）

1番	小長野 誠	11番	堂前 澄男
2番	坂元 廣幸	12番	西 泰行
3番	本村 正一	13番	川島 兼次
4番	福森 徳昭	14番	内甕 達也
5番	牧野田 隆平	15番	平 富士夫
6番	杉尾 敏憲	16番	岩元 律子
7番	市蘭 由美子	17番	松元 信道
8番	白尾 親昭	18番	夏田 恒
9番	今村 逸子	19番	米迫 慎二
10番	野元 幸雄		

欠席委員 4番農業委員

農地利用最適化推進委員 出席委員（12人）

1番	内村 幸雄	7番	松永 政文
2番	宇都 和義	8番	松元 健一
3番	扇蘭 弘行	9番	池端 隆志
4番	柚木 利雄	10番	新屋敷 幸一
5番	大重 孝司	11番	中村 政芳
6番	上福元 克己	12番	柳迫 勝美

欠席委員

3. 議事日程

1. 議事録署名委員の指名
2. 会議書記の指名
3. 議案第 1号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について
4. 議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
5. 議案第 3号 農地転用事業計画変更申請について
6. 議案第 4号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
7. 議案第 5号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
8. 議案第 6号 非農地証明願について
9. 議案第 7号 農地あっせん申出(売渡 希望)について

10. 議案第 8 号 農地あっせん申出（借受 希望）について
11. 議案第 9 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について
12. 農地あっせんの経過報告
13. 農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告
14. その他

4. 農業委員会事務局職員

事務局長
農地係長
農地係主任主査
農地係主査
振興係長
振興係主任主査
始良農林水産係長
加治木農林水産係長

始良市農業委員会総会議事録（令和3年4月）

（大会議室に農業委員着席）

事務局長 姿勢を正してください。

一同礼。

〔1. 総会の通告〕

議 長

ただいまから、令和3年度 第1回 始良市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席農業委員は19名中、18名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

なお、本日は、4番農業委員が欠席であります。

会務報告

議 長

それでは、会務報告について、事務局よりお願いします。

事務局

資料により説明。

議事録署名委員の指名

議 長

議事日程に入ります。

それでは、日程第1、議事録署名委員の指名について、始良市農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

委 員

『異議なし』

議 長

それでは、10番農業委員、11番農業委員にお願いいたします。

会議書記の指名

議 長

つぎに、日程第2、会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局職員の〇〇振興係長と〇〇農地係長を指名いたします。

これからの議案の審議では、農業委員会法第31条の規定の議事参与の制限により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができなくなっておりますので、該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いします。関係議案、終了後に入室・着席していただき

議 長	<p>ます。</p> <p>なお、この規定では、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、申し出ていただき退席等よろしく願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">————— 議案第 1 号 —————</p> <p>それでは、日程第 3、議案第 1 号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてを議題に供します。</p> <p>1 番から 9 5 番について、事務局の説明を求めます。</p> <p>なお、9 5 番については、議事参与制限で関係者がいらっしゃいますが、本日は欠席でありますので、一括して事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 1 号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてご説明いたします。総会資料は、1 ページ目でございます。こちらは、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地の利用権の設定です。農業委員会で審査決定後、市長がこれを公告することにより、利用権の効力が発生いたします。</p> <p>公告日は 4 月 3 0 日、契約の始期は 5 月 1 日をそれぞれ予定しております。</p> <p>契約年数につきましては、1 年間で 2 件、2 年間で 5 件、3 年間で 1 4 件、5 年間で 5 9 件、6 年間で 2 件、7 年間で 1 件、1 0 年間で 1 8 件で、合計 1 0 1 件となっております。面積につきましては、合計 1 6 2, 7 5 4. 9 4 m²となっております。</p> <p>農用地利用集積計画（貸借）の内容につきましては、総会資料の 2 ページから 1 9 ページにございますので、ご確認いただきたいと思います。</p> <p>なお、総会資料の 1 7 ページの 9 5 番が、4 番農業委員、9 6 番が、1 4 番農業委員、9 7 番が、9 番農業委員、9 8 番が、5 番農業委員、9 9 番が、6 番農業委員、1 0 0 番が、1 8 番農業委員、1 0 1 番が、1 9 番農業委員の関連する議案となっております。</p> <p>こちらにつきましては、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定、議事参与の制限に基づき、議案の採決に参加できませんので、よろしく願いいたします。なお、9 5 番については、4 番農業委員が欠席となっておりますので、一括して質疑して、採決していただきます。</p> <p>以上、第 1 号議案の説明を終わります。</p>
議 長	<p>それでは、1 番から 9 5 番までについて、一括して質疑に入ります。</p> <p>ただいまの事務局からの説明について、質疑のある委員は挙手をお願いいたします。</p>
委 員	<p>[質問、意見なし]</p>
議 長	<p>それでは、お諮りいたします。</p>

	<p>議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての1番から95番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>委員 [賛成多数]</p> <p>賛成多数により、議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、1番から95番までについては、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>なお、議案第1号 96番から101番については、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件で質疑し、採決いたします。</p> <p>96番の関係者、14農業委員の退席をお願いします。</p>
議 長	<p>委員 (14番農業委員退席)</p> <p>それでは、96番について質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>委員 「質疑・意見なし」</p> <p>それでは、お諮りいたします。議案第1号 96番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>委員 [賛成多数]</p> <p>賛成多数により、議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、96番については原案のとおり決定いたしました。</p> <p>14番農業委員は着席してください。</p>
議 長	<p>委員 (14番農業委員着席)</p> <p>次に、97番の関係者、9番農業委員の退席をお願いします。</p>
議 長	<p>委員 (9番農業委員退席)</p> <p>それでは、97番について質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>委員 「質疑・意見なし」</p> <p>それでは、お諮りいたします。議案第1号 97番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>

	委員	〔賛成多数〕
議長		賛成多数により、議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、97番については原案のとおり決定いたしました。 9番農業委員は着席してください。
	委員	（9番農業委員着席）
議長		次に、98番の関係者、5番農業委員の退席をお願いします。
	委員	（5番農業委員退席）
議長		それでは、98番について質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
	委員	「質疑・意見なし」
議長		それでは、お諮りいたします。議案第1号 98番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委員	〔賛成多数〕
議長		賛成多数により、議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、98番については原案のとおり決定いたしました。 5番農業委員は着席してください。
	委員	（5番農業委員着席）
議長		次に、99番の関係者、6番農業委員の退席をお願いします。
	委員	（6番農業委員退席）
議長		それでは、99番について質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
	委員	「質疑・意見なし」
議長		それでは、お諮りいたします。議案第1号 99番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委員	〔賛成多数〕

議 長	賛成多数により、議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、99番については原案のとおり決定いたしました。 6番農業委員は着席してください。
委 員	（6番農業委員着席）
議 長	次に、100番の関係者、18番農業委員の退席をお願いします。
委 員	（18番農業委員退席）
議 長	それでは、100番について質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第1号 100番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、100番については原案のとおり決定いたしました。 18番農業委員は着席してください。
委 員	（18番農業委員着席）
議 長	次の101番につきましては、議事参与制限に、私が関係しておりますので、会長職務代理者の18番農業委員に議長を交代いたします。
委 員	（会長 退席）
委 員	（会長職務代理者 議長席に着席）
議長 （会長職務代理者）	それでは、101番について質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長 （会長職務代理者）	それでは、お諮りいたします。議案第1号 101番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕

議 長 (会長職務代理者)	賛成多数により、議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、101番については原案のとおり決定いたしました。 このあとは、会長に議長をお返しします。
委 員	(会長職務代理者 議長席から退席)
委 員	(会長 議長席に着席)
委 員	[挙 手]
議 長	8番農業委員。
委 員	はい。8番農業委員です。 ちょっと聞きたいことがあります。例えば、総会資料の18ページの100番ですが、始期が令和3年5月1日で、終期が令和6年3月31日となっていますが、4月30日になるのではないですか。この期間は、どうなっているのですか。
議 長	事務局いかがですか。
事務局	水稻の場合、3月で終期が終わったほうが良い場合があります。終期が4月末になると耕耘が始まるので、3月末としています。
議 長	8番農業委員。よろしいでしょうか。
委 員	水稻でも、4月末のものもあります。整合性を図るためにも、最初で説明を事前に行ってください。以上です。
議 長	事務局どうですか。
事務局	畑の場合は違いますが、水稻の場合は、今回のように通常期間が少し短くなります。
議 長	8番農業委員。理解していただけただけでしょうか。
委 員	よくわかりませんが、よろしいです。
————— 議案第2号 —————	
議 長	次に、日程第4 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。 1番から8番について説明をお願いします。

	<p>まずは、1番について事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局 それでは、議案第2号 農地法3条の規定による許可申請の処分決定についてご説明申し上げます。総会資料は、20ページから21ページでございます。今月の申請件数は、8件となっております。</p> <p>先般、各担当委員におきまして事前調査がなされ、現地調査報告書の1ページから8ページに調査書がございますので、ご審議の参考としてください。</p> <p>それでは、1番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人 船津在住の〇〇。譲渡人 鹿児島市在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、船津字立元〇〇番〇 田、1筆の184㎡となります。</p> <p>以上で、1番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明の1番に関連して、9番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。9番農業委員です。調査報告をいたします。</p> <p>令和3年4月18日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。機械等は、トラクター1台、田植機1台、軽トラック1台あり、問題ありません。労働力は、妻もいて問題ありません。申請地は、譲受人の自宅のすぐ隣にあり、よく管理されていきました。今後は、畑として利用したいという希望があるようです。</p> <p>よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われるので、許可相当と思われます。</p> <p>以上、1番の報告を終わります。</p>
議 長	<p>次の、2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、2番につきましてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人 加治木町新生町在住の〇〇。譲渡人 加治木町木田在住の〇〇の贈与による所有権移転です。申請地の所在は、加治木町木田字湯ノ谷〇〇番 田、1筆の740㎡となります。</p> <p>以上で、2番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明の2番に関連して、3番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。3番推進委員です。調査報告をいたします。</p> <p>令和3年4月20日、譲受人と申請地で会い、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。機械等は、トラクター2台、田植機2台、コンバイン1台、軽トラック1台とそろっており、問題ありません。譲渡人が、耕作をやめるために、譲受人が譲り受けることになったようです。</p>

議 長	<p>よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われ ますので、許可相当と思われ ます。</p> <p>以上で、2番の報告を終わります。</p>
事務局	<p>次の、3番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、3番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人 協元在住の〇〇。譲渡人 加治木町小山田在住の〇〇の売買 による所有権移転です。申請地の所在は、加治木町小山田字原田〇〇番 田、字原田〇〇番 田、字原田〇〇番 田、字上見帰〇〇番〇 畑、 字上見帰〇〇番〇 畑、5筆の7, 717㎡となります。</p> <p>以上で、3番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明の3番に関連して、2番農業委員に調査の結果並びに 補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。2番農業委員です。調査報告をいたします。</p> <p>令和3年4月16日午前10時ごろ、譲受人と実家の前の畑で会い、 聞き取りを行いました。姉と弟との売買となります。譲受人は、現在運 送会社に勤務しておりますが、来年の3月に定年になることから、姉か らの農地を譲り受け、親からの財産を守っていきたいということでした。 機械等は、トラクター1台、耕運機1台、コンバイン1台を所有して、 田植機1台はリースするとのことです。また、軽トラックを買いたい希 望があります。忙しいときは、姉も手伝うとのことです。</p> <p>よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思わ れますので、許可相当と思われ ます。</p> <p>以上で、3番の報告を終わります。</p>
議 長	<p>次の、4番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、4番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人 日置市在住の〇〇。譲渡人 愛知県豊田市在住の〇〇の売買 による所有権移転です。申請地の所在は、増田字上龍毛〇〇番 畑、 1筆の152㎡となります。</p> <p>以上で、4番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明の4番に関連して、12番推進委員に調査の結果並び に補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。12番推進委員です。調査報告をいたします。</p> <p>令和3年4月20日、譲受人と現地で会い、申請地を調査いたしまし た。譲受人は、日置市の伊集院町に居住されておりますが、息子さんが 中津野に住んでおり、管理も息子さんがされるとのことです。目的は、</p>

議 長	<p>ニワトリ小屋です。農業施設のため、機械等は必要ないと思われます。 よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われ ますので、許可相当と思われます。 以上で、4番の報告を終わります。</p> <p>次の、5番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、5番についてご説明申し上げます。 譲受人 脇元在住の〇〇。譲渡人 船津在住の〇〇の売買による所有 権移転です。申請地の所在は、脇元字田尻〇〇番〇 田、字田尻〇〇番 〇 田、2筆の135㎡となります。 以上で、5番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明の5番に関連して、9番推進委員に調査の結果並びに 補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。9番推進委員です。調査報告をいたします。 令和3年4月22日、譲受人と現地で会い、聞き取りを行い、申請地 を調査しました。譲受人は、現在田を借りて、機械等もリースされてお ります。当申請地は、平成8年に条件付き所有権仮登記がなされている ため、今回3条許可を得て、正式に登記を移転したいとのことでした。 申請農地は、草払いもしてあり、良く管理されていました。 よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思わ れますので、許可相当と思われます。 以上で、5番の報告を終わります。</p>
議 長	<p>次の、6番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、6番についてご説明申し上げます。 譲受人 蒲生町米丸在住の〇〇。譲渡人 蒲生町上久徳在住の〇〇の 売買による所有権移転です。申請地の所在は、蒲生町上久徳字下鶴木 〇〇番〇 畑、1筆の1,136㎡となります。 以上で、6番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明の6番に関連して、7番農業委員に調査の結果並びに 補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。7番農業委員です。調査報告をいたします。 令和3年4月19日、譲受人と現地で会い、聞き取りを行い、申請地 を調査しました。譲受人は、建設業を営まれており、倉庫の隣の農地を 今回購入するとのことです。申請地を含めて、耕作面積が、合わせて 98,000㎡ぐらいになります。機械等は、トラクター1台、耕運機 1台、コンバイン1台、田植機1台、乾燥機1台とそろっており、問題</p>

議 長	<p>ありません。</p> <p>よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われるので、許可相当と思われます。</p> <p>以上で、6番の報告を終わります。</p> <p>次の、7番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、7番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人 中津野在住の〇〇。譲渡人 千葉県柏市在住の〇〇の贈与による所有権移転です。申請地の所在は、中津野字テイコ〇〇番 田、1筆の472㎡となります。</p> <p>以上で、7番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明の7番に関連して、12番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。12番推進委員です。調査報告をいたします。</p> <p>令和3年4月19日、譲受人と現地で会い、聞き取りを行いました。譲受人は、90歳と高齢ですが、車も運転され、元気な方です。機械等は、耕運機1台、田植機1台、トラクター1台、バインダー1台、ハーベスター1台とそろっており、問題ありません。労働力は、息子さんが青葉台におり、よく手伝いをされております。</p> <p>よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われるので、許可相当と思われます。</p> <p>以上で、7番の報告を終わります。</p>
議 長	<p>次の、8番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、8番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人 岡山県和気郡和気町在住の〇〇。譲渡人 加治木町小山田在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、加治木町小山田字石野〇〇番 畑、字石野〇〇番 畑、2筆の7, 144㎡となります。補足説明ですが、譲受人と譲渡人との関係ですが、譲渡人は、譲受人の義理の妹であります。譲渡人は、身内に後継者がいないため、今後のことが心配になり、義理の兄である譲受人に農地を譲り渡すことになったとのことです。農地の日常管理は、譲渡人が行う予定であります。譲受人は、岡山県に居住されていますが、農地法での通作要件は、現在の許可要件にありません。始良市での対応としては、通勤で耕作できる状態か、始良市内に自己の住居、親の実家兄弟等の家があり、泊まって耕作するとか、他に管理人がいる等で、申請地が耕作放棄地とならない計画であれば、許可としております。</p> <p>以上で、8番の説明を終わります。</p>

議 長	<p>ただいまの説明の8番に関連して、4番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。4番推進委員です。調査報告をいたします。</p> <p>令和3年4月23日、譲受人、譲渡人と現地で会い、聞き取りを行い、申請地を調査しました。申請地の加治木町小山田字石野〇〇番〇畑では、桑を栽培、字石野〇〇番〇畑では、飼料を作付けすることです。申請地の日常管理は、譲渡人である義理の妹が行い、定期的な管理は、譲受人が行います。譲受人は、今後石野地区に移住されるということです。機械等は、耕運機1台保有して、足りない機械等は必要に応じてレンタルすることでした。</p> <p>よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われるので、許可相当と思われます。</p> <p>以上で、8番の報告を終わります。</p>
議 長	<p>これより、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から8番について一括して質疑に入ります。</p> <p>質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[挙 手]</p>
議 長	<p>17番農業委員。</p>
委 員	<p>はい。17番農業委員です。</p> <p>8番についてお聞きします。譲受人は、新規就農という扱いでよろしいですか。今、なぜこのようなことになっているのか、よくわかりません。営農についても、説明をお願いします。今回のケースは、初めてのケースのようですが、通作要件は、午前中の研修で理解しております。</p>
議 長	<p>事務局いかがですか。</p>
事務局	<p>全くの新規就農者です。譲受人は、岡山で建設業を営んでおります。譲受人の妻の妹が、譲渡人で後継者がいないため、譲渡人に農地を譲り渡すことになったものです。今回の申請の際、営農計画書を提出してもらっております。申請農地には、桑と牧草を栽培することです。播種及び植えつけ、水利見回り等、施肥、除草等の日常管理は、譲渡人が行い、薬剤散布、収穫等の定期的管理については、譲受人が委託により管理することです。</p>
議 長	<p>17番委員。よろしいでしょうか。</p>
委 員	<p>わかりました。</p>

議 長	ほかに質疑はありませんか。
委 員	[質疑・意見なし]
議 長	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番から8番については、農地法第3条 第2項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。</p>
委 員	[賛成多数]
議 長	賛成多数により、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番から8番については、原案のとおり決定いたしました。
<p>————— 議案第3号 —————</p>	
議 長	<p>それでは、日程第5 議案第3号、農地転用事業計画変更申請についてを議題に供します。</p> <p>1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは 議案第3号 農地転用事業計画変更申請について、ご説明します。総会資料は、22ページです。今月の件数につきましては、1件です。</p> <p>それでは1番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>申請人は、西餅田の株式会社〇〇 代表取締役 〇〇。土地の所在が東餅田字三角〇〇番〇 畑、字三角〇〇番〇 畑、2筆の合計面積が445㎡です。当初の転用目的は運動場・駐車場で、令和元年8月6日に5条許可がなされています。変更後の目的は、駐車場で、アパート建築計画を考えており、駐車場用地に適した場所であるためとのことでございます。こちらは、議案第5号の18番と関連があります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	ただいまの事務局説明の1番に関連して、15番農業委員に、議案第5号、農地法第5条の規定による処分決定についての18番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	<p>はい。15番農業委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、並木東公民館から、東に約70mの位置です。被害防除現況としまして、東が宅地、西も宅地、南が畑、北が宅地です。申請実現の確実性としまし</p>

<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>て、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、通作路の確保となっております。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。</p> <p>以上で、終わります。</p> <p>これより、議案第3号、農地転用事業計画変更申請の1番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。</p> <p>「質疑・意見なし」</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第3号、農地転用事業計画変更申請の1番について、原案のとおり意見決定及び許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>〔賛成多数〕</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数により、議案第3号、農地転用事業計画変更申請の1番について、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。</p>
<p>————— 議案第4号 —————</p>	
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、日程第6 議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。</p> <p>1番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は23ページでございます。今月の申請件数につきましては、1件となっております。</p> <p>それでは、1番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>申請人は、加治木町木田在住の〇〇。土地の所在は、加治木町木田字川添〇〇番 田、1筆の961㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は、資材置場で、理由といたしましては、農地として耕作不能なため、資材置場として利用したいとのごことでございます。資金につきましては、現状使用のため不要で、土地改良区からの意見書があります。また、被害防除計画書と農地転用理由書も添付されております。</p> <p>以上で、1番の説明を、終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、1番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>

委員	<p>はい。1番推進委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第2種農地ですが、その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置ですが、パチンコMGMから、北に約200mの位置にあります。被害防除現況として、東が鉄塔、西が宅地、南も宅地、北が宅地と田です。申請実現の確実性は、現状利用のため、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見でございます。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議長	<p>これより、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定の1番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>[挙手]</p>
議長	<p>8番農業委員。</p>
委員	<p>はい。8番農業委員です。</p> <p>この件につきましては、前回3条で農地を取得され、4カ月して変更申請（転用）をされています。質疑の中で、慣例として3年間は農地として活用してくださいという説明がありました。そのことについて、基本的な考え方を事務局長に教えてください。3年間を目途とされていることは、変更されたのか。隣接市町村は、どのような対応をしているか教えてください。また、現地調査で、条件および特記事項に記載がありませんが、通作路はどうなっていますか。</p>
議長	<p>事務局長いかがですか。</p>
事務局長	<p>まずこれまでの経緯につきまして説明いたします。昨年の10月の定例総会で、申請者は3条申請で農地取得されております。申請者は、用水・排水や、通作路について確認をしないで購入されているようです。その後、12月の定例総会で、山林（クヌギ）転用を申請しております。この時は、内規にある概ね3年間耕作することと、通作路の件、クヌギの葉が落ちるため、周囲に影響があるとのことで、不許可となっております。今回は、資材置場という目的で申請となっております。内規の中で、3年間耕作できない場合は、理由書を添付しなさいとなっております。参考資料の8ページをご覧ください。耕作できない理由としまして、進入路の確保ができない、用水の確保ができない、周辺が宅地化して、薬剤・肥料散布等に理解が得られないとの理由が記載されております。私も現地調査に参加しましたが、理由書のとおり現状では農地としての活用が難しい状況にあります。内規につきましては、ある程度の目安と</p>

		<p>して内規があると理解しております。確認はしておりませんが、他の市町村にも、内規的なものがあると思います。水田が多いところ、畑作が多いところ、茶畑などが多いところなど、市町村で状況が違いますので、全て同じものではないと思われます。耕作期間についても、3年間とは限らないと認識しております。条件及び特記事項については、記載がありませんでしたが、通作路については、別な案件で通行する地主さんと申請者が電話で話をすることになっておりますので、通作路の件についても協議があると思います。陰干しの道具を置く予定になっておりますが、除草管理はしっかりしてくださるよう申請者本人に、私のほうで直接依頼いたしました。以上で説明を終わります。</p>
議 長		8番農業委員。よろしいでしょうか。
	委 員	質問の内容が、少し違っていたように思います。内規については、変更したのでしょうか。簡潔にお答えください。
議 長		事務局長いかがですか。
	事務局長	内規につきましては、方針を変えるつもりはありません。ただし、内規は合併当初に作成されたもので、法律改正等もありますので、見直しをする必要はあるかと思えます。その際は、委員の皆さんにも協議していただきます。
議 長		8番農業委員。よろしいでしょうか。
	委 員	はい。 進入路もないのに、資材置場とはならないと考えます。申請者は、主に蒲生と住吉で耕作されています。加治木に、陰干しの道具を置くことはないと思います。
議 長		ほかに質疑はありませんか。
	委 員	[挙 手]
議 長		12番農業委員。
	委 員	はい。12番農業委員です。 教えてください。申請者の通作路なんですか。隣の田んぼの通作路なんですか。
議 長		事務局どうですか。
	事務局	申請者の農地に行くための進入路ということです。この申請地は、袋

		地となっております。そのようなことから、今回資材置場での申請となっております。進入路ですが、東側に鉄塔があります。その電力会社の敷地を通過して申請地に行くことができますが、正式な文書等での通行許可は出せないと聞いております。
議 長		1 2 番農業委員。よろしいでしょうか。
	委 員	通作路がなければ、資材置場として利用できないのではないですか。
議 長		事務局いかがですか。
	事務局	申請地に車で乗りつけるのではなく、陰干しの道具を担いで運ぶとのこと。
議 長		1 2 番農業委員。よろしいでしょうか。
	委 員	わかりました。
議 長		ここで、しばらく休憩いたします。
		(休 憩)
議 長		休憩まえに引き続き、会議を再開いたします。
議 長		ほかに質疑はありませんか。
	委 員	[挙 手]
議 長		1 2 番農業委員。
	委 員	はい。1 2 番農業委員です。 この案件は保留にして、委員全員で現地調査したらどうでしょうか。
議 長		ほかにございませんか。
	委 員	[挙 手]
議 長		1 番農業委員。
	委 員	はい。1 番農業委員です。 事務局にお伺いします。この案件は、農地法上問題がありますか。
議 長		事務局どうですか。

	事務局	今回の転用申請ですが、法令違反はないと思われます。
議 長		1 番農業委員。よろしいでしょうか。
	委 員	法令違反がないものを、いくら審議しても意味がないと思います。農地法に基づいた審議が必要です。
議 長		ほかに質疑はありませんか。推進委員の方も発言できます。
	委 員	[挙 手]
議 長		8 番農業委員。
	委 員	はい。8 番農業委員です。 法令違反はないということですが、慣例で3年間は耕作してくださいということになっております。農業委員会としても、行政指導をしていかなければならないと思います。
議 長		ほかにございませんか。
	委 員	[挙 手]
議 長		1 7 番農業委員。
	委 員	はい。1 7 番農業委員です。 私も現地調査をいたしました。保留を前提に、条件及び特記事項について、整理したらどうでしょうか。
議 長		ほかにございませんか。 かなり時間も経過いたしました。それでは、お諮りいたします。 議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての1番について、原案のとおり意見決定及び許可決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委 員	[賛成1名]
議 長		賛成1名により、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての1番については、不許可が決定いたしました。
		————— 議案第5号 —————

<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、日程第7 議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。</p> <p>1番から23番について説明をお願いします。</p> <p>まずは、1番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は、24ページから33ページでございます。今月の申請件数につきましては、23件となっております。</p> <p>それでは、1番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>借人 蒲生町米丸の株式会社〇〇 代表取締役 〇〇。貸人 蒲生町米丸在住の〇〇です。土地の所在が、蒲生町米丸字淵ノ上〇〇番〇 畑、字淵ノ上〇〇番〇 畑、2筆の合計面積が997㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は、事務所・駐車場で、理由につきましては、事務所は路地の奥地にあつて、他の事業者から分かりにくいいため、視界の開けた申請地を候補地としたとのごとでございます。こちらは、自己資金で対応し、区域外のため改良区のほうは、不要となっております。また、被害防除計画書が添付されております。</p> <p>以上で、1番の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、5番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい。5番推進委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第2種農地ですが、その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置ですが、大迫公民館から、東に約150mの位置にございます。被害防除現況として、東が県道、西が市道、南が宅地、北が県道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見でございます。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の、2番について事務局の説明を求めます。</p> <p>続きまして、2番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>借人は、永瀬の有限会社〇〇 代表取締役 〇〇。貸人は、永瀬在住の〇〇です。土地の所在は、永瀬字宮原〇〇番 田、1筆の面積が518㎡です。申請地につきましては、農用地区域内農地であります。転用目的は農機具倉庫で、理由としましては、今後、耕作面積の拡大につき農機具の大型化が進み、現在の農機具倉庫では手狭になったためと</p>

<p>議 長</p>	<p>のことをございます。こちらは、自己資金で対応し、土地改良区からの意見書があります。また、被害防除計画書も添付されております。なお、こちらにつきましては、農用地区域内農地ということで、県農業会議ネットワーク機構への意見聴取案件となります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、16番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい。16番農業委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、農用地区域内農地であるが、農用地利用計画指定用途に該当するため問題ありません。申請地の位置は、三船郵便局から、北に約60mの位置です。被害防除現況としまして、東が農道、西が田、南が雑種地、北が田です。申請実現の確実性ですけれども、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、特にございません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては許可意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>次の、3番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、3番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 蒲生町久末の有限会社〇〇 取締役 〇〇。譲渡人 永池町在住の〇〇です。土地の所在が、蒲生町久末字石峯〇〇番〇 畑、字石峯〇〇番〇 畑、2筆の合計面積が559.58㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がりには10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は駐車場で、理由のほうは、林業を営んでいて、運搬車両や重機の駐車場に利用するためということをございます。こちらは、自己資金で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書が添付されております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、5番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい。5番推進委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第2種農地であります。その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置は、久末公民館から、南西に約130mの位置です。被害防除の現況は、東が畑、西が宅地、南も宅地、北が農道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立</p>

議 長	<p>地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p> <p>次の、4番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、4番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 加治木町木田の〇〇 代表役員 〇〇。譲渡人 薩摩郡さつま町在住の〇〇です。土地の所在が、加治木町木田字赤坂〇〇番 田、1筆の309㎡です。都市計画区域内の用途が、第一種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は通路・駐車場で、理由としましては、通路と駐車場を確保するためとのございます。こちらは、自己資金で対応し、土地改良区からの意見書があります。また、被害防除計画書の添付もされております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、1番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>委 員</p> <p>はい。1番推進委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、加治木小学校から、南西に約200mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地と田、西が宅地と畑、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議 長	<p>次の、5番について事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局</p> <p>続きまして、5番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 伊佐市在住の〇〇。譲渡人 兵庫県宝塚市在住の〇〇です。土地の所在は、東餅田字大小路〇〇番〇 畑、1筆の102㎡です。都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は宅地拡張で、理由としましては、申請地の隣地に自己住宅を購入する予定であり、宅地を拡張し、専用庭として利用したいということのございます。融資で対応し、除外済のため改良区のほうは、不要となっております。また、被害防除計画書と面積超の理由書の添付がされております。こちらにつきましては、隣接地〇〇番〇(宅地)412.00㎡と一体利用となっており、全事業面積が514㎡となっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>

<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、11番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい。11番推進委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、県自動車学校から、西に約300mの位置にあります。被害防除ですが、東が畑、西も畑、南が水路、北が宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見でございます。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の、6番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、6番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 奄美市在住の〇〇。譲渡人 東餅田在住の〇〇他3名です。土地の所在が、松原町三丁目〇〇番〇 畑、1筆の面積が329㎡です。都市計画区域内の用途が、第一種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は一般住宅 1棟 112.42㎡で、理由としましては、所有権を移転して、申請地に自己住宅を建築したいということでございます。融資で対応し、改良区のほうは、除外済のため、不要となります。また、被害防除計画が添付されております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、11番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい。11番推進委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、松原たいこ公園から、北に約150mの位置です。被害防除現況としましては、東が市道、西が宅地、南も宅地、北も宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見でございます。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の、7番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、7番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 加治木町在住の〇〇。譲渡人 東餅田在住の〇〇他1名です。土地の所在が、東餅田字西谷村〇〇番 田、字西谷村〇〇番〇 田、字西谷村〇〇番 田、字西谷村〇〇番 田、計4筆で合計面積が</p>

<p>議 長</p>	<p>2, 891㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は宅地造成で、理由としましては、宅地造成（10区画）し、住宅建築予定者に販売するとのこととございます。融資で対応し、土地改良区の意見書があります。また、被害防除計画も添付されております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、15番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい。15番農業委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、帖佐駅から、東に約130mの位置です。被害防除現況といたしまして、東が市道、西も市道、南が宅地、北も宅地です。申請実現の確実性といたしまして、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>次の、8番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、8番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 松原町の〇〇。譲渡人 神奈川県横浜市在住の〇〇です。土地の所在が、松原町二丁目〇〇番〇 畑、1筆の面積が242㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は一般住宅 1棟 98.95㎡で、理由としましては、娘は現在借家のため、申請地を取得し娘の住宅を建築するということとございます。資金のほうは、自己資金で対応し、改良区のほうは、除外済のため、不要となります。また、被害防除計画書が添付されてございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、11番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい。11番推進委員が、報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、松原上公民館から、東に約130mの位置です。被害防除現況といたしまして、東が市道、西が畑、南が宅地、北も宅地です。申請実現の確実性といたしまして、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び</p>

<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p> <p>次の、9番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、9番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 鍋倉在住の〇〇。譲渡人 同じく鍋倉在住の〇〇です。土地の所在が、鍋倉字岩渕〇〇番〇 畑、1筆の面積が700㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は一般住宅 1棟 101.44㎡で、理由のほうにつきましては、申請地を取得して、息子の居宅を建築するためとのございます。資金につきましては、自己資金と融資で、改良区のほうは、区域外のため、不要となります。また、被害防除計画書と面積超の理由書が添付されてございます。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、16番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい。16番農業委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため、問題ありません。申請地の位置ですが、鍋倉公民館から、西に約100mの位置です。被害防除現況ですが、東が市道、西が宅地と畑、南が県道と市道、北が畑です。申請実現の確実性は、自己資金証明と融資証明があり、確実であります。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の、10番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、10番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 鍋倉在住の〇〇。譲渡人 同じく鍋倉在住の〇〇です。土地の所在は、鍋倉字岩渕〇〇番〇 畑、1筆の面積が125㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は通路・駐車場で、理由につきましては、現在道路が狭いため申請地を取得し、通路の拡幅及び駐車場に利用することとございます。資金につきましては、自己資金と融資で、改良区のほうは、区域外のため、不要となります。被害防除計画書が添付されてございます。</p>

議 長	<p>以上で、説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、16番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。16番農業委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため、問題ありません。申請地の位置は、鍋倉公民館から、西に約100mの位置です。被害防除現況ですが、東が宅地、西が市道、南が県道、北が市道です。申請実現の確実性は、自己資金証明と融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議 長	<p>次の、11番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、11番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 鹿児島市在住の〇〇他1名。譲渡人 霧島市隼人町在住の〇〇です。土地の所在は、加治木町反土字池袋〇〇番〇 畑、字池袋〇〇番〇 畑、字池袋〇〇番〇 畑、3筆の合計面積が132.13㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は一般住宅 1棟 116.98㎡で、理由につきましては、現在借家住まいのため、自己用一般住宅を建築したいとのございます。融資で対応し、水利組合からの意見書があります。また、被害防除計画書の添付もあります。こちらにつきましては、議案第5号の12番と一体利用で、全事業面積が311.13㎡となっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、1番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい。1番推進委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、加治木小学校から、東に約200mの位置です。被害防除現況ですが、東が転用申請地、西が市道、南も市道、北が宅地です。申請実現の確実性ですが、融資証明もあり、確実です。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議 長	<p>次の、12番について事務局の説明を求めます。</p>

<p>事務局</p>	<p>それでは、12番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 鹿児島市在住の〇〇他1名。譲渡人 加治木町錦江町在住の〇〇です。土地の所在が、加治木町反土字池袋〇〇番〇畑、1筆の179㎡となっております。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は一般住宅 1棟 116.98㎡で、理由につきましては、現在借家住まいのため、自己用一般住宅を建築したいとのごことです。融資で対応し、水利組合からの意見書がございます。また、被害防除計画書の添付もあります。こちらにつきましては、議案第5号の11番と一体利用で、全事業面積が311.13㎡となっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、1番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>はい。1番推進委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、加治木小学校から、東に約200mの位置です。被害防除現況ですが、東が市道、西が転用申請地、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性ですが、融資証明もあり、確実です。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>次の、13番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、13番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 加治木町新生町在住の〇〇。譲渡人 兵庫県姫路市在住の〇〇です。土地の所在が、西宮島町〇〇番〇畑、西宮島町〇〇番〇畑、2筆の合計面積が297㎡となっております。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、準住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、一般住宅 1棟 106.81㎡で、理由につきましては、現在借家住まいのため、申請地に自己用一般住宅を建築したいとのごことです。資金については、自己資金で、改良区のほうは、除外済のため不要となっております。また、被害防除計画書の添付があります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、15番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>

委員	<p>はい。15番農業委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、山形屋ストアから、西に約130mの位置です。被害防除現況は、東が畑、西が宅地、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準についての調査の結果、現地調査委員としましては、許可の意見であります。</p> <p>以上、終わります。</p>
議長	<p>次の、14番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、14番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 枕崎市の〇〇株式会社 代表取締役 〇〇。譲渡人 神奈川県大和市在住の〇〇他3名です。土地の所在が、松原町一丁目〇〇番〇畑、松原町一丁目〇〇番〇畑、松原町一丁目〇〇番〇畑、松原町一丁目〇〇番〇畑、4筆の合計面積が1,362㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第二種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は貸店舗 1棟 197.54㎡で、理由につきましては、当地区の今後の発展と利便性を考慮し、貸店舗を建築し、地域のニーズに応えるということでございます。自己資金で対応し、改良区のほうは、除外済のため不要となっております。また、被害防除計画書の添付があります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、11番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>はい。11番推進委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、松原なぎさ小学校から、北東に約50mの位置です。被害防除現況は、東が宅地、西も宅地、南が宅地と畑、北が市道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準についての調査の結果、現地調査委員としましては、許可の意見であります。</p> <p>以上、終わります。</p>
議長	<p>次の、15番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、15番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 平松の有限会社〇〇 代表取締役 〇〇。譲渡人 平松在住の〇〇他1名です。土地の所在が、平松字上福元水流〇〇番田、字上福元水流〇〇番〇田、2筆の合計面積が1,497㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されて</p>

<p>議 長</p>	<p>おり、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は駐車場で、理由につきましては、駐車場を目的とする宅地造成の計画に至ったということでございます。融資で対応し、土地改良区の意見書がございます。また、被害防除計画書の添付があります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、14番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい。14番農業委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、始良消防分遣所から、西に約300mの位置です。被害防除現況は、東が田、西が雑種地、南が里道、北が田です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準についての調査の結果、現地調査委員としましては、許可の意見であります。</p> <p>以上、終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>次の、16番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、16番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>借人 平松の有限会社〇〇 代表取締役 〇〇。貸人 平松在住の〇〇他8名です。土地の所在が、平松字川原田〇〇番 田、他12筆の合計面積が7,754㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、準工業地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は土砂仮置場で、理由につきましては、河川改修による土砂の仮置場に利用したいということでございます。自己資金で対応し、土地改良区の意見書がございます。また、被害防除計画書の添付もあります。こちらは、隣接地〇〇番〇(原野)548㎡と一体利用で、全事業面積が8,302㎡となっております。こちらにつきましては、30aを超えておりますので、県農業会議ネットワーク機構への意見聴取案件となります。また、令和3年11月30日までの6カ月間の一時転用でございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、14番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい。14番農業委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、始良インターから、南東に約450mの位置です。被害防除現況は、東が雑種地、西が田、南が県道、北が田です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、沈砂池を設ける必</p>

議 長	<p>要ありとなっております。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準についての調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては、許可の意見であります。</p> <p>以上、終わります。</p>
事務局	<p>次の、17番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、17番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 鹿児島市の株式会社〇〇 代表取締役 〇〇。譲渡人 神奈川県横浜市在住の〇〇です。土地の所在が、平松字京田原〇〇番〇 畑、1筆の643㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、宅地造成で、理由につきましては、当地を宅地造成（2区画）の計画に至ったということでございます。自己資金で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書の添付があります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、14番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。14番農業委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、原方公民館から、南西に約150mの位置です。被害防除現況は、東が市道、西が宅地、南が市道、北が畑です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準についての調査の結果、現地調査委員としましては、許可の意見であります。</p> <p>以上、終わります。</p>
議 長	<p>次の、18番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、18番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 西餅田の株式会社〇〇 代表取締役 〇〇。譲渡人 東餅田の〇〇株式会社 代表取締役 〇〇です。土地の所在が、東餅田字三角〇〇番〇 畑、字三角〇〇番〇 畑、2筆の合計面積が445㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第二種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、駐車場で、理由につきましては、アパート建築計画を考えており、駐車場用地に適した場所であるためということでございます。自己資金で対応し、改良区のほうは、除外済のため不要となっております。また、被害防除計画書の添付があります。こちらは、議案第3号の1番と関連があります。</p>

議 長	<p>以上で、説明を終わります。</p> <p>本案件につきましては、議案第3号の1番で、15番農業委員から報告済でありますので補足説明につきましては、省略いたします。</p> <p>次の、19番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、19番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 鹿児島市在住の〇〇。譲渡人 鹿児島市在住の〇〇です。土地の所在が、平松字平松原〇〇番〇 畑、字平松原〇〇番〇 畑、2筆の合計面積が385㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種低層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は一般住宅 1棟 99.37㎡と通路で、理由につきましては、現在借家住まいのため、申請地を買い受けて、自家住宅と通路を設置したいということでございます。融資で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書の添付があります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、14番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>はい。14番農業委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、重富地区公民館から、北に約120mの位置です。被害防除現況は、東が宅地、西が畑、南が宅地、北も宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準についての調査の結果、現地調査委員としましては、許可の意見であります。</p> <p>以上、終わります。</p>
議 長	<p>次の、20番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、20番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>借人 鹿児島市在住の〇〇。貸人 船津在住の〇〇です。土地の所在が、船津字馬場迫〇〇番 田、字馬場迫〇〇番〇 田、2筆の合計面積が127㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は、駐車場で、理由につきましては、申請地は実家から近いため、帰省時や来客用の駐車場として利用したいということでございます。融資で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書の添付があります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>

<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、17番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい。17番農業委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため、問題ありません。申請地の位置は、船津公民館から、南東に約260mの位置です。被害防除現況は、東が里道、西が水路、南が田、北が水路です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準についての調査の結果、現地調査委員としましては、許可の意見であります。</p> <p>以上、終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の、21番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、21番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 鹿児島市在住の〇〇。譲渡人 東餅田在住の〇〇です。土地の所在が、東餅田字北野崎〇〇番 畑、1筆の290㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第二種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、一般住宅1棟 94.40㎡で、理由につきましては、現在借家住まいであり、自宅を建築し、永住する目的であるということでございます。融資で対応し、改良区のほうは、除外済のため不要となっております。また、被害防除計画書の添付があります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、17番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい。17番農業委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、ホームタウン帖佐集会所から、東に約120mの位置です。被害防除現況は、東が市道、西が鉄道、南も宅地と畑、北が宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準についての調査の結果、現地調査委員としましては、許可の意見であります。</p> <p>以上、終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の、22番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、22番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 熊本県合志市在住の〇〇他1名。譲渡人 加治木町木田在住の〇〇です。土地の所在が、永池町〇〇番〇 畑、1筆の269㎡です。</p>

<p>議 長</p>	<p>申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、一般住宅 1棟 59.62㎡で、理由につきましては、申請地に住宅を建築する計画であるということでございます。融資で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書の添付があります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、17番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい。17番農業委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、鹿児島銀行重富支店から、北東に約230mの位置です。被害防除現況は、東が駐車場、西が市道、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準についての調査の結果、現地調査委員としましては、許可の意見であります。</p> <p>以上、終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>次の、23番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、23番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>借人 蒲生町上久徳在住の〇〇。貸人 加治木町本町在住の〇〇です。土地の所在が、加治木町日木山字池袋〇〇番〇 田、1筆の626㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種低層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、一般住宅 1棟 115.93㎡で、理由につきましては、現在借家に入居しているため、自己住宅を建築したいということでございます。融資で対応し、水利組合からの意見書があります。また、面積超の理由書と被害防除計画書の添付もあります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、17番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい。17番農業委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、加治木駅から、北東に約580mの位置です。被害防除現況は、東が里道、西が宅地、南は田、北が宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準についての調査の結果、現地調査委員としましては、許可の意見であります。</p>

		以上、終わります。
議 長		調査員の皆さん、ご苦労様でした。 これより、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、1番から23番までについて、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
	委 員	[挙 手]
議 長		12番推進委員。
	委 員	はい。12番推進委員です。 16番の一時転用ですが、もし期限どおり農地に復元されない場合は、罰則等が適用されるか。
議 長		事務局いかがですか。
	事務局	お答えいたします。一時転用が11月30日までとなっておりますので、農地に復元されない場合は、罰則が適用されます。
議 長		12番推進委員。よろしいですか。
	委 員	所有者が一人の場合、その所有者になのか、その申請者なのか、どちらに罰則が適用されますか
議 長		事務局どうですか。
	事務局	一時転用後、地主さんがそのまま良いとした場合の回答をいたします。地主が転用の許可を受ける必要があります。
議 長		12番推進委員。よろしいですか。
	委 員	わかりました。
議 長		ほかに質疑はありませんか。
	委 員	[質疑・意見なし]
議 長		それでは、お諮りいたします。 議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から23番までについて、原案のとおり意見決定及び許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

委員	[賛成多数]
議長	<p>賛成多数により、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての1番から23番までについて、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。</p> <p>なお、2番と16番につきましては、県農業会議ネットワーク機構の決議に該当しますので、「意見聴取」いたします。</p>
	<p>————— 議案第6号 —————</p>
議長	<p>次に、日程第8 議案第6号、非農地証明願についてを議題に供します。</p> <p>1番ついて事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第6号 非農地証明願についてご説明いたします。総会資料は34ページでございます。今月の申請件数につきましては1件となっております。</p> <p>それでは、1番につきまして、ご説明いたします。申請人は東餅田在住の〇〇、所有者も同一です。土地の所在は、東餅田字東道丁原〇〇番〇 畑、1筆の250㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。現況は宅地で、昭和30年頃に新築された建物が存在し、現在も宅地として利用していたものであります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、15番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>はい。15番農業委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地であります。申請地の位置ですが、東公民館から、東に約170mの位置にございます。現況といたしまして、申請のとおり宅地で、昭和30年頃建物が新築され、以後使用しているということです。周囲の現況が、東が宅地、西も宅地、南も宅地、北が市道ということで、非農地として認定するやむを得ない理由といたしまして、宅地となってから、20年以上経過しており、やむを得ないものと認めます。条件及び特記事項につきましては、ございません。総合意見として、現地調査委員としましては、承認意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議長	<p>これより、議案第6号、非農地証明願についての1番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>

委員	「質疑・意見なし」
議長	<p>それでは、お諮りいたします。 議案第6号、非農地証明願についての1番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委員	[賛成多数]
議長	<p>賛成多数により、議案第6号、非農地証明願についての1番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。</p>
<p>————— 議案第7号 —————</p>	
議長	<p>次に、日程第9 議案第7号、農地あっせん申出(売渡 希望)についてを議題に供します。 1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第7号、農地あっせん申出(売渡 希望)について、ご説明いたします。総会資料は、35ページです。今月の申請につきましては、売渡1件となっております。参考資料につきましては、100ページになりますので、審議の参考としてください。 それでは、1番を説明いたします。 内容につきましては、売渡です。申請者は鹿児島市在住の〇〇、土地の所在が、加治木町木田字市ノ頭〇〇番〇 田、1筆の面積が1,005㎡です。希望譲渡価格は、総額1,000,000円ということです。 以上で、1番の説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。議案第7号、農地あっせん申出(売渡 希望)の1番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
委員	「質疑・意見なし」
議長	<p>それでは、お諮りいたします。 議案第7号、農地あっせん申出(売渡 希望)の1番について、原案のとおり受理することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委員	[賛成多数]
議長	<p>賛成多数により、議案第7号、農地あっせん申出(売渡 希望)の1番については、原案のとおり受理することに決定いたしました。</p>

	<p>次に、ただいま承認された議案7号のあっせん申出に係る地区あっせん委員の選出について協議していただきます。 地区委員の方々から選出していただきたいと思ひます 自薦他薦いづれでもよろしいです。</p>
議 長	<p>委員 「意見なし」</p> <p>いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げます。 議案第7号、農地あっせん申出(売渡 希望)についての、 1番については、8番農業委員、2番推進委員、 3番推進委員に、 お願いしたいと思ひます。</p>
議 長	<p>委員 「はい」</p> <p>それでは、担当になられた委員の方は、よろしくお願ひいたします。</p>
<p>————— 議案第8号 —————</p>	
議 長	<p>次に、日程第10 議案第8号、農地あっせん申出(借受 希望)についてを議題に供します。 1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第8号、農地あっせん申出(借受 希望)について、ご説明いたします。総会資料は、36ページです。今月の申請につきましては、借受1件となっております。参考資料につきましては、101ページから102ページになりますので、審議の参考とさせていただきます。 それでは、1番を説明いたします。 内容につきましては、借受です。申請者は、東餅田在住の〇〇。希望地目が、田と畑で、希望面積が5,000㎡です。希望借受地区は、中津野地区です。希望借受期間は、10年です。希望小作料は、賃借料情報の平均額を希望されています。 以上で、1番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。議案第8号、農地あっせん申出(借受 希望)の1番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>「質疑・意見なし」</p>

議 長	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第8号、農地あっせん申出(借受 希望)の1番について、原案のとおり受理することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[賛成多数]</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第8号、農地あっせん申出(借受 希望)の1番については、原案のとおり受理することに決定いたしました。</p> <p>次に、ただいま承認された議案8号のあっせん申出に係る地区あっせん委員の選出について協議していただきます。</p> <p>地区委員の方々から選出していただきたいと思ひます 自薦他薦いずれでもよろしいです。</p>
委 員	<p>「意見なし」</p>
議 長	<p>いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げます。</p> <p>議案第8号、農地あっせん申出(借受 希望)についての、</p> <p>1番については、12番推進委員に、</p> <p>お願いしたいと思ひます。</p>
委 員	<p>「はい」</p>
議 長	<p>それでは、担当になられた委員の方は、よろしくお願ひいたします。</p>
	<p>————— 議案第9号 —————</p>
議 長	<p>次に、日程第11 議案第9号、農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画(貸借)の意見決定についてを議題に供します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>はい。それでは、議案第9号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について、ご説明いたします。</p> <p>本案件につきましては、議案第1号の、農用地利用集積計画(貸借)と同様ではございますが、農地中間管理事業により集積されたもので、借主が中間管理機構ですので、別議案として、上程いたしております。</p> <p>なお、資料39ページの14番から20番が6番農業委員、21番から24番が18番農業委員にかかる案件となっており、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、議事に参加できませんので、審議の際はご退席願ひます。</p> <p>それでは、総会資料の37ページを、お開きください。まず、今回の</p>

<p>議 長</p> <p>委員</p> <p>議 長</p> <p>委員</p> <p>議 長</p>	<p>始期を令和3年5月1日として設定する募集期分について審議していただきます。まず、利用権を設定する再配分予定者の氏名、または、名称につきましては、39ページから40ページの各筆明細に記載してありますので、ご確認をお願いします。利用権設定を受ける者の氏名または名称については、公益財団法人鹿児島県地域振興公社理事長 鎮寺 裕人 です。本案件は、利用権設定開始日を令和3年5月1日として、本市で配分計画案を作成。次に機構が配分計画を策定し、県に認可申請を行い、当該申請に基づいて県が配分計画を認可した後に、本市農業委員会の決定を受け、市が公告することで効力が発生します。総会資料の38ページの借換区分別集計表をご覧ください。今回、中間管理機構を借主として、利用権の設定をしようとする者は、新規21件の、申請面積は、21,499㎡、載せ替え3件の、申請面積が3,004㎡です。設定する権利別は、全て賃貸借で24件、期間別は、5年が1件、10年が21件、15年が1件、17年3カ月が1件となっております。</p> <p>今回の設定地域は、加治木町日木山地区、蒲生町上久徳、蒲生町西浦地区、蒲生町米丸地区、蒲生町北地区、深水地区、船津地区の7地区となっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。ご審議の方よろしくをお願いします。</p> <p>それでは、利用権設定開始日 令和3年5月1日 各筆1番から13番までについて、一括して質疑に入ります。</p> <p>ただいまの事務局からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>「質疑・意見なし」</p> <p>それでは、お諮りいたします。農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、利用権設定開始日 令和3年5月1日 各筆1番から13番までについて、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>〔賛成多数〕</p> <p>賛成多数により、議案第9号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、利用権設定開始日 令和3年5月1日 各筆1番から13番までについて、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>なお、議案第9号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、利用権設定開始日 令和3年5月1日 14番から24番については、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件ごとに質疑し、採決いたします。</p> <p>14番から20番の関係者、6番農業委員の退席をお願いします。</p>
--	---

	委員	(6番農業委員退席)
議長		それでは、14番から20番について、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
	委員	「質疑・意見なし」
議長		それではお諮りいたします。議案第9号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、利用権設定開始日令和3年5月1日 14番から20番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委員	[賛成多数]
議長		賛成多数により、議案第9号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、利用権設定開始日 令和3年5月1日 14番から20番については原案のとおり決定しました。 6番農業委員は、着席してください。
	委員	(6番農業委員着席)
議長		次に、21番から24番の関係者、18番農業委員の退席をお願いします。
	委員	(18番農業委員退席)
議長		それでは、21番から24番について、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
	委員	「質疑・意見なし」
議長		それではお諮りいたします。議案第9号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、利用権設定開始日令和3年5月1日 21番から24番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委員	[賛成多数]
議長		賛成多数により、議案第9号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、利用権設定開始日 令和3年5月1日 21番から24番については原案のとおり決定しました。 18番農業委員は、着席してください。

	委員	(18番農業委員着席)
		————— 農地あっせんの経過報告 —————
議長		次に日程第12、農地あっせんの経過報告について、進展がありましたら報告をお願いします。まず、事務局からの報告をお願いします。
	事務局	それでは、農地あっせんの経過報告をいたします。 農地あっせんの経過報告の資料6ページをご覧ください。61番の〇〇の売渡ですが、買い手が見つかりましたので、来月あっせん会議を開催予定です。 以上で報告を終わります。
議長		委員の皆さんから、何か報告等ございませんか。
	委員	[質問・意見なし]
議長		ないようでしたら、この案件は報告ですので、これで終わります。
		————— 農用地利用集積計画（貸借）合意解約 —————
議長		次に日程第13、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告について、事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約の報告をいたします。4月は16件が提出されております。内容につきましては、別紙、合意解約4月分を、後ほどご確認ください。 以上で、報告を終わります。
議長		ただ今の事務局説明について、質疑のある方はございませんか。
	委員	「質問・意見なし」
議長		ないようですので、それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。
		————— その他 —————
議長		それでは日程第14、その他でございますが、委員の方から何かございませんか。

	委員	[挙 手]
議 長		1 2 番推進委員。
	委員	はい。1 2 番推進委員です。 先程質問を忘れたことがありましたので、事務局にお尋ねします。一時転用で、申請者から地権者になった場合は、罰則がありますか。
議 長		事務局いかがですか。
	事務局	まず、地主さんが農地として返してもらう必要があります。事務局では、申請受付や審査上で気をつけているところであります。
議 長		1 2 番推進委員。よろしいですか。
	委員	わかりました。
議 長		ほかに質疑はありませんか。
	委員	[発言なし]
議 長		ないようですので、以上で、本日の議案の審議並びに、報告事項は全て終了しました。 事務局から何かありますか。
	事務局	○ 作業グループからの令和2年度の活動報告について ○ 農業委員・農地利用最適化推進委員への連絡網について ○ 始良市農業委員会互助会の令和2年度決算報告について ○ 始良市農業委員会農業委員・農地利用最適化推進委員ありかた検討会について
議 長		ほかにありませんか。 それでは、以上をもちまして、令和3年度 第1回 始良市農業委員会総会を閉会いたします。
		[閉会]
	事務局長	姿勢を正してください。 一同礼。

議事録署名委員

署名委員 _____

署名委員 _____